

よくわかる農業者年金 その1

高齢化社会をむかえ老後の生活設計はどうしますか？

Q 老後にはどのくらいお金がかかるのですか？



夫婦2人の老後の生活費は月額26万4千円

A 65歳の農業者の方の平均余命は、男性の場合で22年(87歳)、女性の場合で27年(92歳)となっています。65歳以上の夫婦2人が暮らすために必要な生活費は現金支出で年額272万円、月額約23万円となっています(平成15年度農林水産省農業経営動向統計)。

老後はお金の心配をせずに暮らしたいものです。その間、予測不可能な経済変動があり、思わぬケガや病気もあります。そのような予測不可能な事態に備えるとともに、ゆとりある老後生活を送るためには、貯金などに加えて、年金が有効な手当となっています。そのために農業者の方には農業者年金があります。

高齢者夫婦世帯の農家経済の概要(単位:万円)

収入 422万円	年金等給付金 240	農業所得 45	農外所得 96	その他 41
支出 371万円	家計費 317		租税等 54	
家計費 317万円	現金支出 272		その他 46	

資料: 農業経営統括調査「農業経営動向統計」
注: 高齢者夫婦世帯とは、世帯主65歳以上の高齢夫婦のみの世帯



よくわかる農業者年金 その2

農業者のみなさん老後生活の備えは万全ですか？

Q

老後が心配です。農業者の年金はどうなっているのですか？



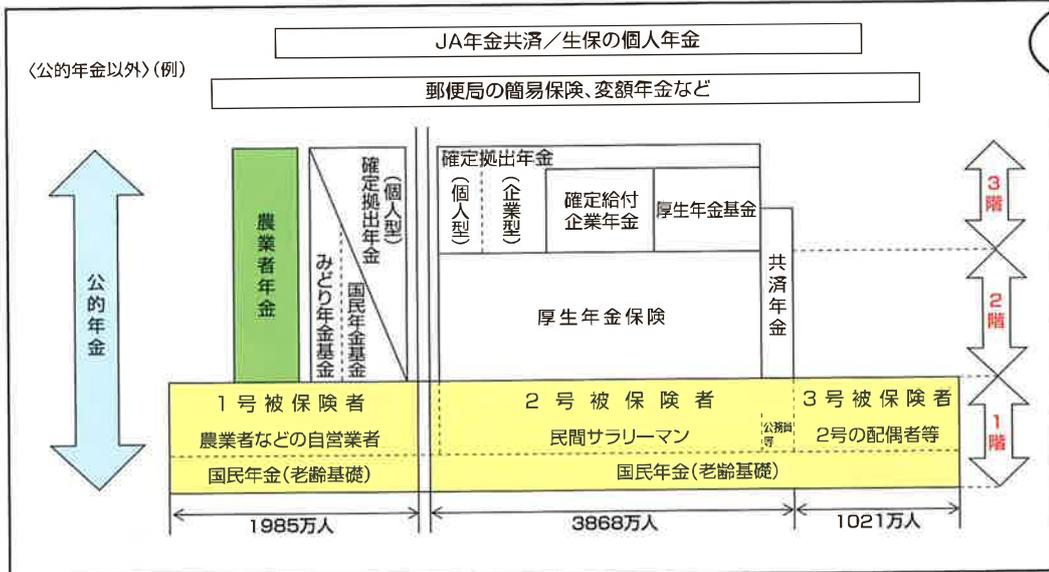
国民年金は夫婦2人で月額約13万2千円

A

農業者の皆さんが加入している国民年金の支給額は、40年間の加入で、1人年額79万2100円、月額約6万6千円。夫婦2人で月額13万2千円です。サラリーマンの場合は、国民年金の上乗せとして、厚生年金や共済年金があります。厚生年金のモデルケースでは、夫婦2人で月額23万3千円です。

このように国民年金だけではサラリーマン家庭と比較して10万1千円の差があり、とても十分とはいえません。そのため、国民年金の上乗せ年金として、農業者だけが加入できる農業者年金があります。農業者年金に加入してサラリーマン並みの年金を受け取りましょう。

農業者と年金(主なもの)



農家のための年金があるんだ。



よくわかる農業者年金 その3

新制度は、「積立方式」の長期的に安定した年金制度

Q

農業年金は安心して加入できるんですか？



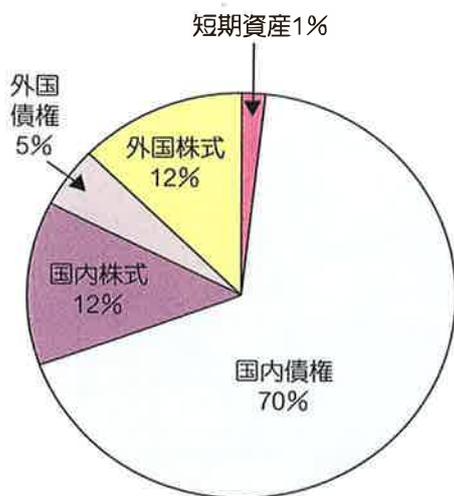
少子高齢化時代を先取りした年金制度開始から通算の運用利回りは平均 1.24%

A

自ら積み立てた保険料とその運用実績により将来受け取る年金額が決まる積立方式（確定拠出型）の年金です。加入者や受給者の数に左右されにくい、少子高齢化時代を先取りした財政的に安定した制度となっています。

また、年金資産は、基本となる構成割合を決め、国内債権を中心に分散投資による安全かつ効率的な運用を行っています。平成14年度は新制度スタートの年ということもあり、マイナスの運用でしたが、これを含めて平成14年度から22年度までの通算の運用利回りは年平均1.24%となっています。

魅力いっぱいの農業年金には、農業に従事している方は誰でも加入できます。



基本となる年金資産の構成割合



国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方です

よくわかる農業者年金 その4

自由に選択できる保険料と80歳までの保証が付いた終身年金

年金は生涯支給されます

Q

保険料や年金給付については、どのくらい納めるのですか？

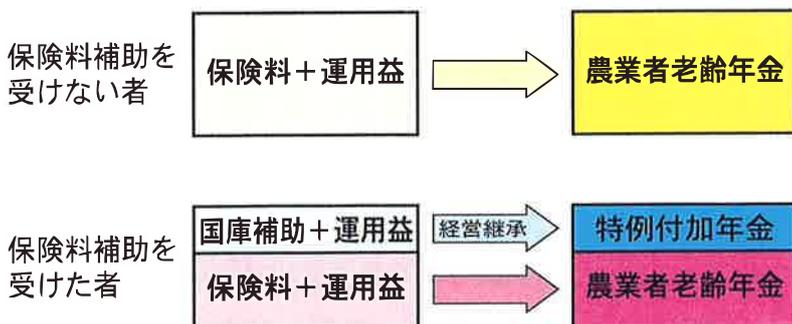
A

保険料は、自分が必要とする年金額の目標に向けて、月額2万円～6万7千円の間で、自分が自由に決められます。また、農業経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

年金の種類には、①自分が納めた保険料とその運用収入を基礎とする農業者老齢年金と②保険料の国庫補助額とその運用収入を基礎とする特例付加年金があり、原則65歳から生涯支給されます。仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金が、死亡一時金として遺族に支給されます。

年金の種類は農業者老齢年金と特例付加年金

○農業者老齢年金と特例付加年金



農業者年金で積み立ててきてよかった！



よくわかる農業者年金 その5

税制面で大きなメリット措置

所得税・住民税が節約になります

Q

農業者年金には、
税制面でどんな
メリットがありますか？



A

支払った保険料は、全額(年額12万円～80万4千円)が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。節税額は、適用される税制や保険料額によって異なりますが、支払った保険料の15～30%程度になります。また、保険料などを農業者年金基金が運用して得られる収益(運用益)も非課税です。

さらに、将来受け取る農業者年金についても、公的年金額控除が適用(65歳以上の方は公約年金等の合計額が120万円までは非課税)されます。つまり公的年金として、入口から出口まで税制面の優遇措置が付いています。

保険料の15%～30%を節税

保険料控除は、個人年金の場合は最高5万円しか認められませんが、農業者年金は全額控除されるので、経営上、大変有利です。保険料の15%から30%程度という大きな節税効果があります。例えば、所得税と地方税を合わせた税率(所得額に応じて変動)が15%の場合では、毎月の保険料が2万円であれば3万6000円の節税(1万円の保険料助成を受けていれば1万8000円)、保険料が最高額の6万7000円であれば12万6000円の節税になります。

さらに、通常、預貯金の利息には20%が課税されますが、農業者年金の運用益は非課税で、受け取る年金も公的年金控除の対象となります。

保険料支払いによる節税効果(所得税・住民税)試算

(単位:円)

税率	保険料の額が		
	月額2万円 (年額24万円) の場合	月額5万円 (年額60万円) の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円) の場合
15%	36,000円	90,000円	120,600円
20%	48,000円	120,000円	160,800円
30%	72,000円	180,000円	241,200円

(注) 保険料支払い後も適用される税率に変更はないものとして試算している。

よくわかる農業者年金 その6

国からの保険料助成がある唯一の政策年金



月額で最高1万円の国庫補助があります

A 農政改革の中で、認定農業者など農業の担い手の育成が進められています。農業者年金も政策年金として、農業の担い手として一定の要件を満たす方には、月額最高1万円の保険料の国庫補助（政策支援）があります。35歳未満は要件を満たすすべての期間、35歳以上は10年間を限度に、通算して最長20年間（最高216万円）補助が受けられます。国庫補助金とその運用益は、個人ごとに積み立てられ、農地等の経営継承をすれば、原則65歳から特例付加年金として受給できます。なお、この農地等の経営継承の時期は、65歳までが要件である旧制度の経営移譲年金となり、年齢制限はありません。

保険料補助は次の3つの要件を満たす方が受けられます

①60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれること。

（旧制度加入者（脱退一時金又は特例脱退一時金を受給した者は除く）は、旧制度（平成13年12月末まで）の保険料納付済期間等も合算できます。）

②必要経費などを控除した後の農業所得が900万円以下であること

③表の区分1～5のいずれかに該当する人

保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	—

(注) 保険料の助成を受けている間の保険料は自己負担分と国庫助成額あわせて2万円。

よくわかる農業者年金 その7

家族経営協定の締結で政策支援の加入を

Q

家族経営協定を
結んでいないと
かかるとは？
あんなにいい
のめりですか？



ひとつの家族で 何人でも補助が受けられます

A

認定農業者で青色申告をしているかたと家族経営協定を結んでいるパートナー（配偶者）や後継者には、経営主と同等に月額最高1万円の保険料の国庫補助金（政策支援）が受けられます。この家族経営協定には、農業経営からの収益が協定を結ぶ双方に帰属するなど経営に参画していることを盛り込むことが必要です。家族経営協定を結んでいるパートナーなどひとつの経営で何人でも補助が受けられます。年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。

女性の新規加入者が3割

農業就業人口の約6割は女性が占めています。それにもかかわらず、就業条件が不明確で、女性には利益の分配も行われない状況があります。家族経営協定とは、家族みんなで経営方針、仕事の役割、給料、休日などについて、話し合っ取り決めごとを書面にします。

公的年金である農業者年金では、認定農業者で青色申告をしている方と家族経営協定を結んでいるパートナー、後継者などが年金に30歳で加入した場合、34歳までの5年間は、月額保険料2万円のうち半額の1万円、35歳から44歳までの10年間は6千円の国庫補助が受けられます。

平成22年度の女性新規加入者は1,058人で新規加入者全体の3割以上を女性が占めています。

保険料も安くなるし、協定を結んで加入した方がいいわ。
経営改善と年金受給、一石二鳥ね！！



農業者年金支給額の試算

表1 保険料月額2万円で通常加入した場合の保険料納付額と老齢年金試算額

(単位:万円、表示額以下四捨五入)

加入年齢	納付期間	保険料納付額		男性		女性	
		本人負担額	年金額(年額)	年金受給総額	年金額(年額)	年金受給総額	
20歳	40年	960	89.2	1,945	77.1	2,089	
25歳	35年	840	73.2	1,595	63.2	1,713	
30歳	30年	720	58.8	1,282	50.8	1,377	
35歳	25年	600	46.1	1,004	39.8	1,078	
40歳	20年	480	34.6	755	29.9	811	
45歳	15年	360	24.5	533	21.1	572	
50歳	10年	240	15.4	335	13.3	360	

表2 政策支援加入した場合の保険料納付額と老齢年金試算額と特例付加年金試算額

加入者の支払う保険料は(①保険料補助の対象期間内は、35歳未満は月額1万円、35歳以上は1万4千円、②保険料補助の対象期間外は月額2万円)

(単位:万円、表示額以下四捨五入)

加入年齢	納付期間	保険料納付額			男性		女性	
		本人負担額	国庫補助分	合計	年金額(年額)	年金受給総額	年金額(年額)	年金受給総額
20歳	40年	744	216	960	91.1	1,985	77.6	2,104
25歳	35年	648	192	840	74.6	1,627	63.7	1,725
30歳	30年	588	132	720	59.8	1,303	51.1	1,385
35歳	25年	528	72	600	46.5	1,014	39.9	1,081
40歳	20年	408	72	480	35.1	764	30.1	815
45歳	15年	288	72	240	24.8	541	21.2	575
50歳	10年	168	72	120	15.7	342	13.4	362

(試算の前提)

- 65歳までの運用利回りは2.3%で、65歳以降の年金額を計算するための予定利率は1.4%で計算しています。
- 年金額は65歳裁定における年金額(年額)であり、年金受給総額は、65歳での農業者年金加入者の平均余命を考慮し、男性86.8歳、女性92.1歳まで生存した場合の受取総額です。
- 国庫助成額は、最も有利な政策支援を受けた場合の金額です。

詳しい内容や加入のお申込は、地元の農業委員会またはJAへ直接お問い合わせください。